

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）及び岡山県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿、浄化槽汚泥及び集合処理施設に流入した汚水（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から、災害し尿等の収集運搬について、協力の要請があった場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項に規定する要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）被災市町村名

（2）甲が乙に要請を行う内容

（3）その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村又は甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。
（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬を円滑に実施できるよう、県内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から第2条第1項の規定による要請を受けたときは、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。
（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）被災市町村名

（2）乙が実施した災害し尿等の収集運搬の内容

（3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第2条第1項の規定による要請により実施する災害し尿等の収集運搬に要する費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と被災市町村が協議の上、決定するものとする。

（事故の補償）

第7条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、乙と被災市町村で協議して対応するものとする。ただし、次の各

号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額については補償を行わない。

- (1) 災害し尿等の収集運搬に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合受けることができる給付又は補償の額
- (2) 当該損害について、乙又は災害し尿等の収集運搬に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額
(連絡の窓口)

第8条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県環境文化部循環型社会推進課とし、乙においては岡山県環境整備事業協同組合事務局とする。

（体制の整備）

第9条 乙は、災害時に円滑な災害し尿等の収集運搬が行えるよう、協力体制並びに情報の収集及び伝達の体制等の整備に努めるものとする。
（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。
（附則）

第11条 甲と乙が平成22年7月23日に締結した協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年9月20日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市南区山田291番地の2
岡山県環境整備事業協同組合
理事長 乘藤 慎吾

